

第6回

島原市農業委員会総会議事録

平成23年11月25日

第6回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成23年11月25日(金) 14時00分

2. 閉会日時 平成23年11月25日(金) 14時50分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 29名 欠席者 2名

5. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

報告事項 合意解約、使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第6回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、16番委員、18番委員は所用の為、欠席との連絡がっております。

出席委員は31名中、29名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、10番委員、11番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定についての許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定について、賃借人の耕作面積は下限面積に達しており、農業機械器具は管理機を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、賃借人は33年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、通作距離は自宅より10mということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

第1号議案の1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の耕作権設定は許可することに決定します。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は隣接する土地と一体に木造平屋建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、東側、北側は申請人所有の農地、南側は赤道を挟み宅地、西側は申請人所有の宅地となっております。

雨水排水は自然流下、汚水は、くみ取り、生活雑排水は既存の配管を通じ河川へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

1 番の賃借人は申請地を借り受け、駐車場と、機能訓練場として利用したいとのことです。申請地は都市計画区域内の第一種住居地域で、第3種農地になります。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番の申請地は、東側、南側は農地、西側は宅地、北側は道路となっております。雨水排水は自然流下となり問題ないと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の譲受人は、申請地を譲り受け、隣接する土地と一体に軽量鉄骨造平屋建テント倉庫1棟を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側は雑種地、南側は宅地、西側は道路、北側は農地となっております。雨水排水は自然流下で敷地内の側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「はい」という発声)

20番委員

テント倉庫を建てるということで、農業振興地域を除外して莫大な農地を転用するということですが、雨水排水が現在の側溝で補えるのかということが心配ですが、その点はいかがですか。

議長

事務局説明を求めます。

事務局

ただいまの件ですが、現地調査委員さんも大変心配されておられまして、私の方で確認しましたところ、下流の側溝に水が流れるということで、テント倉庫を建てるという予定が決まった時点で、市のまちづくり整備部、県の振興局、自治会で相談をしているということです。

20番委員

相談した結果が側溝のU字溝を大きくするとか、或いは一カ所だけでなく二カ所に分断するとか、どのように話をされたのか、再度お尋ねします。

事務局

すいません。具体的などころまでは聞いておりません。

20番委員

農業委員会で許可をする前に、その話し合い結果を把握すること、知るということが先ではないのですか。

31番委員

地元の現地調査委員さんから、もう少し詳しく説明を聞けないでしょうか。

現地調査委員

事務局が言ったとおりに、市のまちづくり整備部、県の振興局、自治会で相談があつてということだけで、その先は把握しておりません。

事務局

ただいまの問題ですけれども、さきほど次長が申しましたとおり、県、市、自治会で話し合つて許可がおりた前提で申請がきておりますので、この問題に関しては農業委員会とは別の所の問題ということで議案にあげさせてもらいました。

20番委員

わかりました。

議長

他にご意見等ございませんか。

13番

20番委員がいわれたとおり、本末転倒ではありませんか。万一問題があつた場合にどうなのですか。県や市はともかく、町内会長には、事務局、会長は、確認はとられたのですか。こういう問題は保留にして、会長または代行の責任のもとで再確認して頂いて、次の委員会まで持ち越したらどうでしょうか。果たして、次の委員会で地元として通した方がいいのかどうか、県よりも市の当局と話をし、少なくとも部長、農振の委員長の副市長に確認して、通した方が私はいと思います。現地調査員さんも纏れた場合に一人で責任はとりきれないと思います。だから、私は次回まで保留とし継続審議とすることに賛成です。

議長

それでは採決をとります。今回は保留とし次回まで継続審議とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ということで2番については、今回保留とし、次回まで継続審議とすることといたします。

議長

つづきまして、第4号議案、非農地証明願についての1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第4号議案、非農地証明願の1番について、申請人は昭和59年月日不詳頃より車両置場として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側は宅地、南側は農地、西側は雑種地、北側は道路となっております。現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番について、申請人は昭和54年1月頃より宅地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側、南側は農地、西側は申請人所有の農地、北側は宅地となっております。

建物を見ると築20年以上経過しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	6件	20筆	12,587.29㎡
耕作権の再設定	2件	2筆	1,959.00㎡
合計	8件	22筆	14,546.29㎡

です。

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については別添のとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約、使用貸借解約については別添に記載のとおりですので報告します。これで、第6回島原市農業委員会総会を閉会します。